

◎新潟県告示第1123号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、平成26年7月22日から実施する。

平成26年7月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

第3号の表中

「

糸魚川信用組合	〃	糸魚川市
五泉信用組合	〃	五泉市
太陽信用組合	〃	阿賀野市
塩沢信用組合	〃	南魚沼市

」

を

「

糸魚川信用組合	〃	糸魚川市
さくらの街信用組合	〃	阿賀野市
塩沢信用組合	〃	南魚沼市

」

に改める。